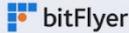


各位

エルフトークン (ELF Token) の追加情報開示及び抽選・決済・付与実施のお知らせ

エルフトークン (ELF Token) の
追加情報開示及び
抽選・決済・付与実施のお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「bitFlyer」）は、Initial Exchange Offering（以下「IEO」）のプラットフォームである「bitFlyer IEO」において、2024年2月9日（金）より株式会社 HashPalette（本社：東京都港区、代表取締役 CEO：林 孝之、以下「HashPalette」）が発行するエルフトークン（ELF Token）の購入申込の受付を行ってまいりました。

購入申込受付期間中にエルフトークン（ELF Token）の販売総額である12.5億円を超える購入申込をいただいておりますが、お客様から寄せられた様々なご意見を拝聴し、bitFlyerはエルフトークン（ELF Token）の流通市場における健全な価格形成を通じてお客様の資産を保護することを優先するために、HashPalette及び株式会社 HashPort（以下「HashPort」）との間でロックアップ契約に関する協議を重ねてまいりました。また本件につきましては当該 IEO の審査機関である一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）にもご相談をさせていただいております。

協議が長引いたことから、昨日2024年2月21日（水）に予定されていたエルフトークン（ELF Token）の抽選・決済・付与を延期させていただいておりますが、本日2024年2月22日（木）時点で HashPalette 及び HashPort との間でロックアップに関する条件について合意に達し、契約を締結する運びとなったことから、延期していた抽選・決済・付与を本日より順次実施することをお知らせします。

なお、お客様からの購入申込の受付は2024年2月20日（火）に終了しております。追加での購入申込は受け付けておりませんのでご了承ください。

お客様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

【本件抽選日延期に関するお問い合わせは下記までお願いいたします】

株式会社 bitFlyer

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>

また、このたび契約を締結いたしました、国内 IEO で初となるロックアップ契約の締結内容について併せて情報開示をさせていただきます。

この度の追加情報開示により、当該 IEO 及びエルフトークン（ELF Token）に対するお客様の理解が深まり、エルフトークン（ELF Token）の流通市場における健全な価格形成に資するものと bitFlyer は考えております。

なお、後述する HashPalette の NFT ファーミングゲームである THE LAND エルフの森（以下「THE LAND」）は、2024 年 2 月 26 日（月）に iOS / Android のアプリとして配信される予定です。

■ 今後の予定

2024 年 2 月 9 日（金）	購入申込受付の開始
2024 年 2 月 20 日（火）	購入申込受付の終了
2024 年 2 月 22 日（木）	順次、抽選・決済・付与の実施
2024 年 2 月 22 日（木）～ 2024 年 3 月 31 日（日）の 期間中に決定	取扱い開始

■ 国内 IEO で日本初となるロックアップ契約を締結

過去の国内他社 IEO 案件においては、受託販売を担う暗号資産交換業者やアドバイザーなどが、報酬として受け取った暗号資産を取引所での取扱いが開始された直後に売却するケースが見られ、その結果、取引所における価格に対して下方圧力が生じた可能性が指摘されています。

今回 bitFlyer は、HashPalette、HashPort 及び株式会社 bitFlyer Blockchain（以下「bitFlyer Blockchain」）の 4 社間でエルフトークン（ELF Token）の価格維持の観点から国内 IEO における日本初となるロックアップに関する契約を締結しました。

bitFlyer が IEO 受託販売業務に対する報酬として取得するエルフトークン（ELF Token）（以下「bitFlyer 報酬トークン」）、HashPort がアドバイザー業務に対する報酬として取得するエルフトークン（ELF Token）（以下「HashPort 報酬トークン」）及び HashPalette が保有するエルフトークン（ELF Token）（以下「HashPalette 運営チーム保有分トークン」）について、以下の通りロックアップを行います。

なお、bitFlyer は bitFlyer 報酬トークンを bitFlyer の取引所（以下「bitFlyer 取引所」）における取扱い開始前に、販売価格（12.50 円）で bitFlyer Blockchain に売却する予定です。

また、下記に記載した条件において「売却を行わない」とは、いかなる取引所でも売却を行わず、また取引所を介さない OTC 取引（Over-The-Counter 取引）による売却を行わないことを指します。

- bitFlyer 報酬トークンである 40,000,000 エルフトークン（ELF Token）（総発行数の 4% 相当）については、4 等分（全体の 1.00% 相当ずつになります。以下、4 等分した bitFlyer 報酬トークンをそれぞれ「bitFlyer 報酬トークン A」、「bitFlyer 報酬トークン B」、「bitFlyer 報酬トークン C」、「bitFlyer 報酬トークン D」とします。）します。bitFlyer または bitFlyer Blockchain 並びにそれらのグループ会社及び関連会社は、bitFlyer 報酬トークンを以下の通り取扱います。

① bitFlyer 報酬トークン A

bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 1 年が経過する日まで、bitFlyer 取引所における取引価格が 12.50 円/ELF 未満では、売却を行わない。

② bitFlyer 報酬トークン B

(i) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 2 週間が経過する日まで、bitFlyer 取引所におけるエルフトークン（ELF Token）の取引価格に関わらず、売却を行わない。

(ii) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 2 週間が経過した日の翌日以降 6 か月が経過する日まで、bitFlyer 取引所における取引価格が 18.75 円/ELF 未満では、売却を行わない。

(iii) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 6 か月が経過した日の翌日以降 1 年が経過する日まで、bitFlyer 取引所における取引価格が 12.50 円/ELF 未満では、売却を行わない。

③ bitFlyer 報酬トークン C

(i) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 4 週間が経過する日まで、bitFlyer 取引所におけるエルフトークン（ELF Token）の取引価格に関わらず、売却を行わない。

(ii) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 4 週間が経過した日の翌日以降 6 か月が経過する日まで、bitFlyer 取引所における取引価格が 25.00 円/ELF 未満では、売却を行わない。

(iii) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 6 か月が経過した日の翌日以降 1 年が経過する日まで、bitFlyer 取引所における取引価格が 12.50 円/ELF 未満では、売却を行わない。

④ bitFlyer 報酬トークン D

(i) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 3 か月が経過する日まで、bitFlyer 取引所におけるエルフトークン（ELF Token）の取引価格に関わらず、売却を行わない。

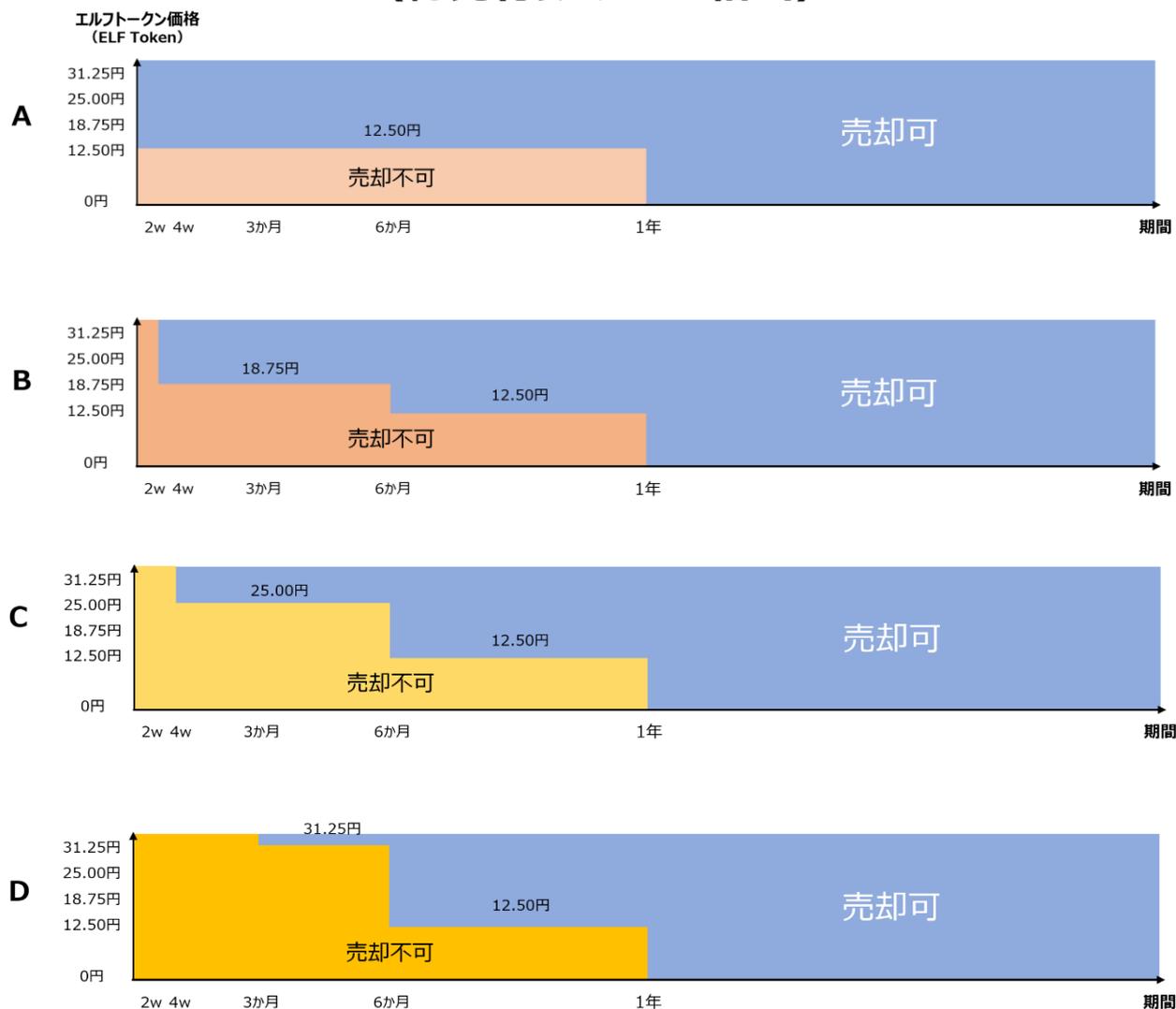
(ii) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 3 か月が経過した日の翌日以降 6 か月が経過する日まで、bitFlyer 取引所における取引価格が 31.25 円/ELF 未満では、売却を行わない。

(iii) bitFlyer 取引所でエルフトークン（ELF Token）の取扱いを開始した日から 6 か月が経過した日の翌日以降 1 年が経過する日まで、bitFlyer 取引所における取引価格が 12.50 円/ELF 未満では、売却を行わない。

bitFlyer 報酬トークンのロックアップ解除要件 (総発行数の4%相当)

区分	総量	ロックアップ条件
A	1,000万ELF	取扱い開始日～1年間までは12.50円/ELF未満では売却しない
B	1,000万ELF	取扱い開始日～2週間は取引価格に関わらず売却しない 2週間の翌日～6か月までは18.75円/ELF未満では売却しない 6か月の翌日～1年間までは12.50円/ELF未満では売却しない
C	1,000万ELF	取扱い開始日～4週間は取引価格に関わらず売却しない 4週間の翌日～6か月までは25.00円/ELF未満では売却しない 6か月の翌日～1年間までは12.50円/ELF未満では売却しない
D	1,000万ELF	取扱い開始日～3か月は取引価格に関わらず売却しない 3か月の翌日～6か月までは31.25円/ELF未満では売却しない 6か月の翌日～1年間までは12.50円/ELF未満では売却しない

bitFlyer 報酬トークン (総発行数の4%相当)



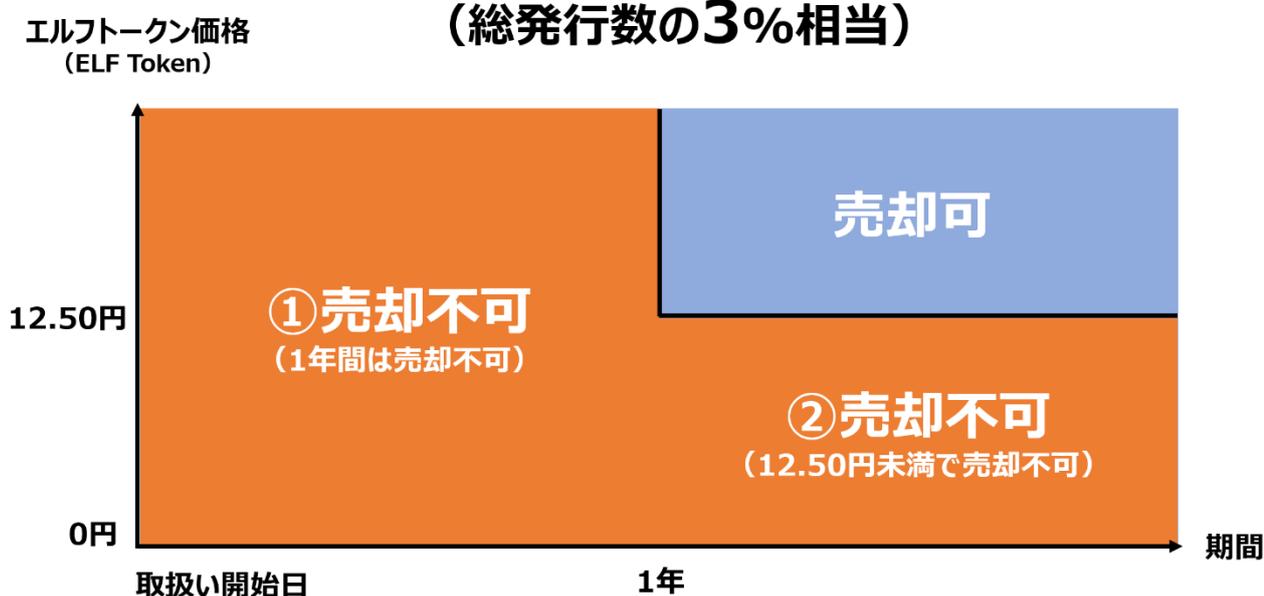
- HashPort または HashPort のグループ会社及び関連会社は、HashPort 報酬トークン 30,000,000 エルフトークン (ELF Token) (総発行数の 3% 相当) については、以下の通り取扱います。

① bitFlyer 取引所でエルフトークン (ELF Token) の取扱いを開始した日から 1 年が経過する日まで、bitFlyer 取引所におけるエルフトークン (ELF Token) の取引価格に関わらず、売却を行わない。

② bitFlyer 取引所でエルフトークン (ELF Token) の取扱いを開始した日から 1 年が経過した日の翌日以降であっても、bitFlyer 取引所 における取引価格が 12.50 円 /ELF 未満である場合は、売却を行わない。

HashPort 報酬トークン

(総発行数の 3% 相当)



- HashPalette または HashPalette のグループ会社及び関連会社は、HashPalette 運営チーム保有分トークン 160,000,000 エルフトークン (ELF Token) (総発行数の 16% 相当) については、以下の通り取扱います。

① bitFlyer 取引所でエルフトークン (ELF Token) の取扱いを開始した日から 6 か月が経過する日まで、bitFlyer 取引所におけるエルフトークン (ELF Token) の取引価格に関わらず、売却を行わない。

② bitFlyer 取引所でエルフトークン (ELF Token) の取扱いを開始した日から 6 か月が経過した日の翌日以降に、HashPalette 運営チーム保有分トークンのロックアップを 6 年かけて (毎月 160,000,000 エルフトークンの 1/72 ずつ) 解除し、売却可能にする。ロックアップ中で売却可能になっていない HashPalette 運営チーム分保有トークンについては、HashPort のグループ会社などに売却した上での売却を行わない。

HashPalette 運営チーム分トークン

(総発行数の16%相当)

エルフトークン価格
(ELF Token)



■ エルフトークン (ELF Token) の販売及び取扱いに関する開示情報の改定について
本日 2024 年 2 月 22 日 (木) 付で「エルフトークン (ELF Token) の販売及び取扱いに関する開示情報」を改定しております。ロックアップについて記載しております。改定後の書面は下記リンクよりご確認をお願いいたします。

<https://bitflyer.com/pub/ieo/disclosure/20240222-disclosure-information-ja.pdf>

■ エルフトークン (ELF Token) 販売概要

- ・ 発行者：株式会社 HashPalette
- ・ 発行トークン：エルフトークン (ELF Token)
- ・ ティッカーシンボル：ELF
- ・ 総発行数：1,000,000,000 ELF
- ・ 販売総数：100,000,000 ELF (総発行数の 10%)
- ・ 販売総額：1,250,000,000 円
- ・ 販売価格：12.50 円/ELF
- ・ 払込通貨：日本円
- ・ 申込単位：1 口 = 500 ELF
- ・ 申込上限：1,500 口 = 750,000 ELF

■ 「エルフトークン (ELF Token)」について

- ・ 通貨名：エルフトークン (ELF Token)
- ・ ティッカーシンボル：ELF
- ・ 特徴：エルフトークン (ELF Token) は HashPalette がリリース予定の NFT ファーミングゲームである THE LAND で利用される暗号資産であり、パレットチェーン上で発行されます。エルフトークン (ELF Token) は、大会等のイベント参加や、ゲームで獲得したアイテムを NFT 化した後に売却することで獲得することができます。

エルフトークン (ELF Token) を使用することで、プレイヤーはゲーム内の土地 NFT であるランドやアイテム NFT を購入することができます。また、エルフトークン (ELF Token) を発行体が提供するサービス内でステーキング (トークンを一定期間預ける行為) することで、THE LAND をより快適に進めることができる特典機能が解放されます。

※ ステーキングは bitFlyer が提供するサービスではございません。

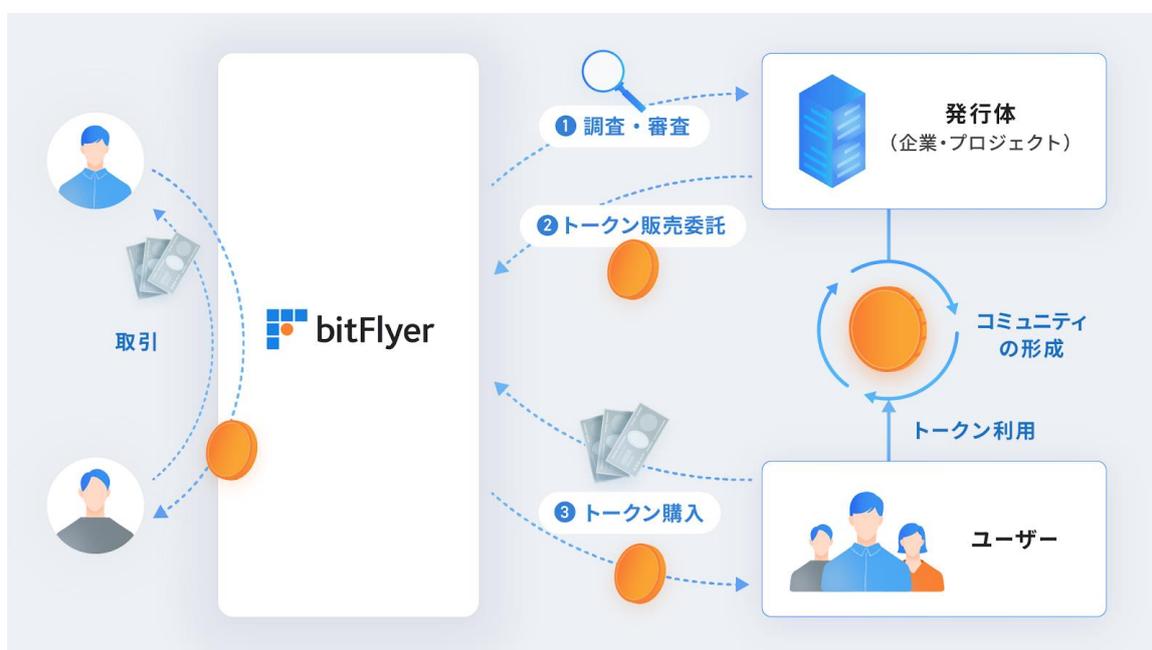
HashPalette はアプリ内課金で得た収益を原資にエルフトークン（ELF Token）を不定期に buy back（発行体によるトークンの買い戻し）する予定です。

■ 「THE LAND エルフの森」の公式 SNS

- ・ 公式 X（旧 Twitter）日本語：https://twitter.com/THELAND_ELF_JP
- ・ 公式 X（旧 Twitter）英語：https://twitter.com/THELAND_ELF_EN
- ・ 公式 Discord：<https://discord.gg/theland>
- ・ 公式 HP：<https://theland.game>

■ 「IEO」について

IEO とは、企業やプロジェクト等が暗号資産交換業者を介して新規暗号資産の販売及び市場流通を行うことで資金調達及びコミュニティ形成を行う仕組みです。bitFlyer は新規暗号資産を発行する企業や暗号資産の厳正な審査を行った上で、新規暗号資産の販売、また取扱いを行います。



■ 「THE LAND エルフの森」について

THE LAND は、ゲーム内で自分の町を建設して作物を育てる NFT ファーミングゲームであり、プレイヤーは作物を生産する農場を増やしながら NFT 化した作物の取引を行い、トークンを獲得できるゲームです。THE LAND は、フル 3D グラフィックのブロックチェーンゲームであり、また web3 ウォレットを内蔵することによるスムーズなユーザー体験が特徴です。

また、ソーシャルとクリエイティブも THE LAND の重要なテーマです。クリエイティブ要素としては、ゲーム内のアバター、ハウス（家）、ランドの各要素をカスタマイズでき、その対象は順次拡大していく予定です。

ソーシャル要素としては、X（旧 Twitter）と連動してゲームをプレイしている仲間を探す機能や、チャットによってゲーム内でコミュニケーションする機能、また、釣り大会などでの交流や自分の町に仲間を招待して一緒に過ごすことが可能です。

THE LAND は、2024 年 2 月 26 日（月）に iOS/Android のアプリとして配信される予定です。

THE LAND は、ゲームの枠組みを超え、web3 の世界観とリアルな暮らしを繋ぐ「Metaverse with Destination」を目指します。

※ ゲーム内容の変更や中断等、予告なく変更される場合があります。詳しくは、HashPaletteにご確認ください。



■ 株式会社 HashPalette について

HashPalette は、2020 年に設立された、NFT 分野のPRODUCT開発を行う HashPort の 100 % 子会社です。2021 年に日本初の IEO を成功させた他、NFT 特化 Layer 1 ブロックチェーンである「パレットチェーン」の開発、NFT マーケットプレイス「PLT Place」の開発、ブロックチェーンゲームの開発運用等、NFT 関連事業を広く展開しています。

会社名：株式会社 HashPalette

所在地：東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング

代表者：代表取締役 CEO 林 孝之

設立：2020 年 3 月 2 日

事業概要：

- ・ NFT 特化ブロックチェーン基盤開発
- ・ NFT マーケットプレイス開発
- ・ NFT 活用コンテンツ（ゲーム等）開発等
- ・ 公式 HP：<https://hashpalette.com>

■ 株式会社 bitFlyer について

bitFlyer は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。暗号資産交換業者及び第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

- ・ 公式 HP：<https://bitflyer.com/ja-jp>

* 調査概要：2022 年 11 月 暗号資産取引所サービスについての市場調査
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
調査時期：2022 年 11 月 11 日～2022 年 11 月 25 日

【注意事項（よくお読みください）】

- 暗号資産は法定通貨ではありません。
- 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[Lightning FX とは?](#)」をご覧ください。
- 販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- 契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件抽選日延期に関するお問い合わせは下記までお願いいたします】

株式会社 bitFlyer

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>